

在宅生活を支援するサービス

1 移動支援事業

屋外での移動が困難な、難病の方を含む障がい者・障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

※通年かつ長期にわたる外出となる通院、通園、通所、通学、習い事等の送迎は対象とはなりません。

[対象者]

- (1)このサービスによる支援の必要性が認められる、障がい支援区分 1 以上の障がい者・障がい児
- (2)同行援護の利用要件を満たさない人

[費用負担]

原則、費用の 1 割負担。ただし、移動時の交通費等は実費で利用者負担となります。

[申請に必要なもの]

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等
- (2)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1156)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な、難病の方を含む障がい者・障がい児に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者・障がい児を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図ります。

[対象者]

このサービスによる支援の必要性が認められる、障がい支援区分 1 以上の障がい者・障がい児

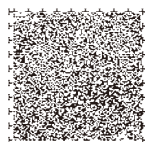
[費用負担]

原則、費用の 1 割負担

[申請に必要なもの]

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等
- (2)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1156)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供することで、障がい者の社会参加を促進することを目的とした事業です。

[対象者]

- (1) 重度訪問介護利用者若しくはそれに準ずる人
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない人
- (3) 学修の意欲があり、適切に単位を習得する人

[対象となる学校]

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校で、以下の要件を満たす学校。

- (1) 障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会や、障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障がい者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

[費用負担] 原則、費用の1割負担

[申請に必要なもの] (1) 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等
(2) マイナンバー等 ※対象者が18歳未満の場合、対象者と保護者のもの

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1156)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

4 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の保護者等が休息时间等の確保を目的として健康保険法の適用対象時間等を超えて訪問看護を利用した場合にその費用を助成する事業です。

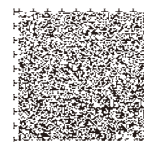
[対象者]

- (1) 在宅で、同居する者による看護及び介護を受けて生活している人
- (2) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている人
- (3) 訪問看護により医療的ケアを受けている人
- (4) 次のいずれかに該当する人
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人
 - イ 障がい福祉サービスに係る短期入所の医療型の支給決定を受けている人

[費用負担] 原則、費用の1割負担
費用については0.5時間につき3,750円が上限

[申請方法] 利用しようとする指定訪問看護ステーションを経由して、申請書を提出してください。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1156)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者に対し、訪問による入浴サービスを提供することにより、利用者の自立と生活の質の確保を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

[対象者]

日中活動系サービスを利用できず、浴室での入浴が困難な在宅の重度障がい者

[費用負担]

原則、費用の1割負担

[申請に必要なもの]

- (1)診断書 (2)身体障がい者手帳 (3)印かん
- (4)マイナンバー等 ※対象者が18歳未満の場合、対象者と保護者のもの

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1156)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

6 配食サービス事業

調理が困難な在宅の重度障がい者等に給食を配達する事業です。配食は、夕食のみとなります。配食を希望される場合は、事前の申請が必要です。

[対象者]

重度障がいのため調理困難であり、調理をできる家族等がない人

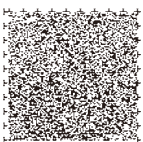
[費用負担] <令和4年3月現在>

1食あたり400円

[申請に必要なもの]

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳 (2)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1151)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



7 訪問理美容サービス事業

重度の障がいのため外出困難で、理美容店を利用することができない方に対して訪問理髪を行い、その料金の一部を助成する事業です。訪問理美容サービスを希望される場合は、事前の申請が必要になります。

[対象者] 1～3 のいずれかに該当する人

1	身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている人。ただし、聴覚障がい者を除きます。
2	療育手帳Aの交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている人

[費用負担]

訪問サービス料を助成します。利用者は理髪料のみお支払いください。

[申請に必要なもの]

(1)身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳 (2)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1151)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

8 緊急通報システム

重度身体障がい者の緊急事態発生時における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するための通報システムです。

[対象者] 次のいずれかに該当する人で、緊急時において連絡手段の確保が困難な人

1	重度障がい者で、ひとり暮らしの人
2	重度障がい者のみで構成される世帯の人

[費用負担]

世帯の生計中心者の収入に応じて費用負担があります。

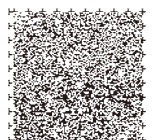
[申請に必要なもの]

(1)身体障がい者手帳 (2)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1151)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



9 身体障がい者福祉電話

外出困難な在宅の重度身体障がい者のコミュニケーション及び緊急時における連絡手段を確保するための電話を設置する制度です。

【対象者】 市民税非課税世帯の障がい者で次のすべてに該当する人

1	携帯電話を含む、電話を所有していない人
2	外出困難な、身体障がい者手帳1・2級の重度身体障がい者(満18歳以上)
3	コミュニケーション及び緊急時における連絡の手段として、電話設置の必要性があると認められる人

【費用負担】

基本料金の半額 ※半額は市負担

【申請に必要なもの】

(1)身体障がい者手帳 (2)印かん

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1151)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

